

地方公共団体財政健全化法の施行に向けたスケジュールについて

平成19年度			平成20年度			平成21年度		
6/22	～12月	3月	4月～	秋	3月	4月	秋	3月
○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布	○ 再生基準等を内容とする政省令の整備 指標の具体的算定ルール及び早期健全化基準・財政 (地方公共団体との意見交換)	(平成20年度予算編成)	○ 指標の公表に係る規定の施行(公布後1年以内)	○ 19年度決算に基づく指標の公表		○ 計画策定義務等に係る規定の施行	○ 20年度決算に基づく指標の公表	○ 財政再生計画を策定(平成21年度内) 計画策定義務に該当する団体は、財政健全化計画・

